

令和5年度新庄市民間立保育所等エネルギー価格高騰対策支援事業費給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格、電気・ガス料金等のエネルギー価格高騰の影響に伴う事業運営経費の負担を軽減し、保育所等の安定的な運営の維持を図るため、本市の民間立保育所等に対し、市長が予算の範囲内で交付する新庄市民間立保育所等エネルギー価格高騰対策支援事業費給付金（以下「給付金」という。）に関し、新庄市補助金等交付規則（昭和55年規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(給付対象者)

第2条 給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、第4条の支給申請時点で別表に掲げる民間立保育所等を運営している者とする。

(給付金の額)

第3条 給付金の額は、次の各号に掲げる支給対象者が運営する民間立保育所等の第4条の支給申請時点における定員数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 50人未満 100,000円

(2) 50人以上 200,000円

(支給の申請)

第4条 給付金の支給を受けようとする支給対象者は、新庄市民間立保育所等エネルギー価格高騰対策支援事業費給付金支給申請書兼請求書（別記様式）を令和5年12月22日までに市長に提出しなければならない。

(給付金の支給決定)

第5条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、給付金の支給を決定し、当該決定した内容を規則第6条に定める補助金等交付指令書により指令するものとする。

2 前項の規定による指令は、規則第10条の規定による補助金等の額の確定の通知とみなす。

(支給決定の取消し)

第6条 市長は、支給対象者が偽りその他不正の手段により給付金の支給決定を受けたと認めるときは、給付金の支給の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(給付金の返還)

第7条 市長は、前条により給付金の支給の決定を取り消した場合において、当

該取消しに係る部分に関し、既に給付金が支給されているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(規則の適用除外)

第8条 規則第15条の規定により、給付金の支給に当たっては次に掲げる規則の規定は適用しない。

- (1) 規則第3条に規定する事業計画書及び収支計算書の提出
- (2) 規則第9条に規定する実績報告書の提出

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

別表

民間立保育所等
パリス保育園
新庄保育園
はぐくみ保育園
はぐくみ第2保育園
にこにこ東園
なかよし保育園
ひまわり保育園
新庄ベビーホーム
にこにこベビーホーム
パリス杜の子保育園
認定こども園 金沢幼稚園
認定こども園 金沢南保育園
新庄幼稚園 認定こども園
認定こども園 向陽幼稚園
大手幼稚園
託児ルーム HUG
金沢学童クラブ
はぐくみキッズ放課後クラブ
にこにこ城南放課後児童クラブ
なかよし放課後学童クラブ
ひまわり放課後児童クラブ

新庄市長

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
代表者名 ⑩

新庄市民間立保育所等エネルギー価格高騰対策支援事業費給付金支給申請書
兼請求書

新庄市民間立保育所等エネルギー価格高騰対策支援事業費給付金として、次の金額を支給されたく、関係書類を添えて申請します。

1 施設名称及び支給申請日における定員数

施設名称	定員数

2 支給申請額 _____ 円

3 請求内容（次の口座に振り込みを依頼します。） （注）申請者名義の口座を記載

口座振込先	金融機関名	支店名		フリガナ	
	1 銀行 2 農協 3 金庫 4 その他				
口座振込先	預金種目（○で囲む）	店番	口座番号	口座名義 （注）	
	1 普通 2 当座 3 その他（ ）				

（備考）次の書類を添付すること

給付金の振込を行う通帳（写）

ただし、委託費等の振込口座と同じ場合は添付を省略できる。